

人文科学研究所叢書応募要領

1. 目 的

叢書刊行の主旨は、学術的水準が高いにも関わらず、研究分野や研究歴等の関係で出版の機会を得にくい業績に対し、その機会を与えようとするものである。

2. 資 格

人文科学研究所の所員とする。

3. 原 稿

以下のいずれかに該当する原稿とする。

(1) 未発表の書き下ろし原稿

(2) 原稿の一部あるいは大部分が既発表の論文であっても、叢書の原稿として全体が体系的に再構成されたもの

4. 原稿字数

180,000字以上240,000字以内とする。

5. 提出原稿

提出原稿は、完全清書原稿あるいはプリントアウト完全原稿とする。

6. 提出・受理

提出された原稿の受理は運営委員会が行い、その可否を決定する。

7. 採 否

運営委員会により受理された原稿は、運営委員会が委嘱する3名の査読者により査読を行い、採否の決定は運営委員会が行う。

附 則

1 この要領は2007年4月1日より施行する。

附 則

1 この要領は2013年8月1日より施行する。(原稿の条件の改正)

附 則

1 この要領は2017年7月21日より施行する。(原稿枚数表記から文字数表記への変更)

人文科学研究所の査読に関する内規

(査読制度の目的)

第1条 明治大学人文科学研究所が公表する研究成果（紀要に掲載する論文及び叢書）が人文科学の発展に寄与しうるように、その質的な向上を図ることを目的として、査読制度を設ける。

(査読の対象)

第2条 人文科学研究所が公表する研究成果は、査読の対象とする。

(査読者)

第3条 人文科学研究所運営委員会（以下、運営委員会という。）は、査読対象論文と同一のもしくは近接する研究領域を専攻する所員から叢書論文の場合は3名、その他の論文の場合は1名ないし2名を選任し、査読を委嘱するものとする。ただし、所員から査読者が得られないときは、所員以外の研究者（学外者を含む）を選任・委嘱することができる。

2 査読者は匿名とし、公表しない。

(査読基準)

第4条 査読者は提出された原稿の内容と形式から次のような判定を行う。

A：適当である。

B：一部修正のうえ再提出を要する。

C：大幅に修正のうえ再提出を要する。

D：不適當である。

2 BもしくはC判定の通知を受けた執筆者は、3週間以内に修正を行うこととする。

3 日本語以外の原稿で、かつ、執筆者が当該言語を母国語としない場合は、当該言語を母国語とする者によって文章の校閲を受けていることとする。査読者はその校閲の状況も判定要素とする。

(査読結果の報告)

第5条 査読者は運営委員会に文書をもって査読結果を報告する。

2 査読者は、DもしくはCまたはBと判定する場合は、運営委員会にその理由を付して報告する。

(採否)

第6条 運営委員会は査読者の報告を受けて審議を行い、採否を決定する。

2 人文科学研究所長は、運営委員会の議を経てのち、判定結果を速やかに執筆者に通知する。

3 BもしくはC判定の執筆者が修正原稿を提出した場合は、運営委員会は修正内容を確認し判定を行う。

4 査読者の評価中、Dが一つでも含まれていれば不採用とする。

5 その他の場合は、運営委員会において適宜判断するものとする。

(異議申立・再査読)

第7条 論文等が不採用とされた執筆者は、査読結果に不服がある場合は、運営委員会に理由書を付して再査読を要求することができる。

2 運営委員会は上の要求を適切と認めた場合は、速やかに前回とは異なる査読者を選定し、再査読を実施する。

3 再査読の手続きとその結果報告は、査読手続きに準じて行われる。

附 則

1. 本内規の施行期日は2007年4月1日とし、同日以降に刊行される紀要に掲載する論文及び叢書から適用する。

2. この内規は2017年7月21日から施行する。(査読制度の目的及び査読の対象の表記変更)

明治大学社会科学研究所・人文科学研究所・科学技術研究所学術研究叢書出版に関する規程

昭和59年10月22日制定

昭和59年規程第90号

(趣旨)

第1条 この規程は、明治大学（以下「本学」という。）が設置する社会科学研究所、人文科学研究所及び科学技術研究所（以下「研究所」と総称する。）が、学術の発展に寄与するため、所員による研究の成果を学術研究叢書（以下「叢書」という。）として出版することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(出版の可否)

第2条 叢書の出版については、当該研究所運営委員会の議を経て、学長の承認を得た上で、研究所長が決定する。

(出版契約)

第3条 叢書の出版に際しては、著作者及び出版社の間で出版契約（再版契約を含む。）を行う。

2 契約に当たっては、研究所の叢書であること及びそれに伴う諸条件を契約書に明記し、当該研究所長を経て、理事長の承認を得なければならない。

(企画・編集権)

第4条 叢書の出版に関する企画・編集権は、研究所が有する。

(著作権)

第5条 叢書の著作権は、著作者に帰属する。

(著作権使用料)

第6条 叢書の初版に係る著作権使用料は、本学に帰属する。

2 叢書の再版（増刷を含む。以下同じ。）に係る著作権使用料は、著作者に帰属する。

(資料費)

第7条 本学は、叢書の著作者に、所定の資料費を支払う。

(経費の支弁)

第8条 叢書の出版に必要なときは、担当理事の許可を得て、叢書の著作権使用料収入の範囲内で、所要の経費を支弁することができる。

(事務)

第9条 叢書の出版に関する事務は、研究推進部が行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、叢書の出版に関して必要な事項は、当該研究所運営委員会の議を経て、学長の承認を得た上で、研究所長が決定する。

附 則

この規程は、昭和59年10月22日から施行する。

(通達第449号)

附 則 (1992年規程第13号)

(施行期日)

1 この規程は、1993年(平成5年)4月1日から施行する。

(叢書の再版に係る著作権使用料に関する規定の適用)

2 改正後の第6条第2項の規定は、この規程の施行日(以下「施行日」という。)前に出版契約が行われた叢書が施行日以後に再版される場合における当該再版に係る著作権使用料についても、適用があるものとする。

(通達第709号)(注 著作権使用料の取扱いを著作権法に基づいたものにするための当該条項の新設及び字句の改正)

附 則 (2007年度規程第21号)

この規程は、2007年(平成19年)9月10日から施行する。

(通達第1562号)(注 事務機構改革の実施による部署名称等の変更に伴う改正)

附 則 (2009年度規程第7号)

この規程は、2009年(平成21年)6月10日から施行し、改正後の規定は、同年4月22日から適用する。

(通達第1807号)(注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正)